

第76回全国植樹祭基本計画作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和25年以来毎年春季に(公社)国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和8年(2026年)に愛媛県で第76回全国植樹祭を開催するに当たり、開催理念、開催規模、開催候補地等を定めた第76回全国植樹祭基本構想(以下、「基本構想」という。)を令和5年3月に策定したところである。

本業務は、この「基本構想」に基づき、開催概要や式典計画、植樹計画等を盛り込んだ「基本計画」を策定するため、開催に係る企画案を募集し、企画・提案能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 第76回全国植樹祭基本計画作成業務
- (2) 業務内容 別紙「第76回全国植樹祭基本計画作成業務委託仕様書」のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日より令和6年3月29日まで
- (4) 委託金額の上限額 5,216,370円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 スケジュール(予定)

項目	日程
募集要領の公表	令和5年10月11日(水)
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和5年10月23日(月)午後5時
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和5年10月30日(月)午後5時
参加表明書の提出期限	令和5年11月6日(月)午後5時
企画提案書の受付期限	令和5年11月13日(月)午後5時
企画提案書のプレゼンテーション	令和5年11月20日(月)
審査結果の通知・公表	令和5年11月下旬
業務委託契約の締結	令和5年12月上旬
成果品の提出	令和6年3月

4 参加資格

参加表明書及び企画提案書を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)から(4)は、構成する者のうちいずれかの者が満たし、さらに下記(5)から(10)までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- (1) 愛媛県(以下、「県」という。)内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 過去10年間(平成25年度から令和4年度まで)に完了した同種又は類似

の大会（以下、「同種大会等」という。）において、基本計画策定又は大会運営等の受託実績を有する者であること。

※同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会

- (3) 本業務の実施に当たり、過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）に完了した同種大会等の基本計画策定又は大会運営等の業務に従事した経験を有する主任担当者及び総括責任者を配置できること。
- (4) 本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (5) 企画提案書の提出時まで、令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加者名簿に登録済みであること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 企画提案書の提出時において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (8) 役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者（愛媛県暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員等を含む。））でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 愛媛県税並びに地方法人事業税及び地方法人特別税の滞納がないこと。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、愛媛県農林水産部森林整備課のホームページからダウンロードし入手すること。

なお、森林整備課の窓口及び郵送での配布は行わない。

URL <https://www.pref.ehime.jp/h35900/syokujusai/keikaku-bosyu.html>

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年10月23日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
 - ・メール宛先 syokujusai@pref.ehime.lg.jp
 - ・メール件名 【法人名】（質問）第76回全国植樹祭基本計画作成業務

- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和5年10月30日（月）午後5時までに、参加表明書提出者全員に電子メールにより送付するとともに、愛媛県森林整備課ホームページにて公表する。

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により提出すること。

(1) 提出書類

①	プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式1)	1部
②	会社概要(様式2)	1部
③	過去の同種又は類似大会業務の受注実績(様式3)	1部
④	[共同企業体の場合のみ] 共同企業体構成員届出書(様式4)	1部
⑤	[共同企業体の場合のみ] 共同企業体協定書等の写し(任意様式) ※参考様式あり	1部

※共同企業体の場合、②及び③の書類については構成企業ごとに1部提出すること。

- (2) 提出期限 令和5年11月6日（月）午後5時必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。
- (4) 提出先 〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4-2
第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
(愛媛県農林水産部森林局森林整備課内)
- (5) 参加申込後の辞退
参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、11月13日（月）午後5時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書(任意様式)	10部
②	業務実施スケジュール(様式6)	10部
③	業務実施体制(様式7)	10部
④	共同企業体協定書写し(任意様式) ※共同企業体のみ	10部
⑤	主任担当者等の経歴等(様式8)	10部
⑥	主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績(様式9)	10部
⑦	業務受託見積書(任意様式)	10部
⑧	大会概算費用見積書(任意様式)	10部

※②及び③については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

- (2) 提出期限 令和5年11月13日（月）午後5時必着

- (3) 提出先 上記7(4)と同じ
- (4) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。
- (5) 提出書類の記載要領
- ① 企画提案書（任意様式）
- 基本計画に基づき、次の事項に留意して作成すること。
- ア 愛媛県の豊かな自然や歴史・文化等の魅力を最大限に発信できる大会とすること。
- イ 基本構想の開催理念を踏まえた「愛媛らしい」大会とすること。

【開催理念】（「第76回全国植樹祭基本構想」より抜粋）

- 国民の森林・林業に対する理解を深め、森林の整備や森林資源の循環利用を一層推進していく契機とし、持続可能な社会の実現につなげていきます。
- 霊峰石鎚山を頂点とする四国山地の豊かな森林を、健全な姿で次の世代にしっかりと引き継げるよう、県民参加による森づくりを推進します。
- 森林が育む愛媛の自然や文化、産業を県内外に発信し、全国の方々との「絆」を深める「愛顔(えがお)」あふれる大会とします。

ウ 式典演出(プロローグ、メインアトラクション、エピローグ)について、イメージ図等を用いてわかりやすく記載すること。

エ 皇室関連行事にふさわしい厳粛で品格のある行事の構成とすること。

オ 式典会場候補地の立地条件や収容能力、招待者の動線や警備等を考慮しながら、大会を円滑に運営できる会場レイアウトとするとともに、招待者の安全性、快適性、衛生環境等にも配慮した効果的な会場整備計画とすること。

カ 会場において使用する備品や仮設構造物等については、愛媛県産の木材をできる限り使用するとともに、開催後の活用方法についても提案すること。

キ 招待者に愛媛県の良さをアピールし、愛媛ファンを増やしていけるよう、おもてなし・魅力発信の方策を提案すること。

ク 大会開催に向け、準備段階から県民の機運を醸成させる効果的なイベント・広報・宣伝に関する方策を提案すること。その際、式典会場の所在する地域だけでなく、県全体で機運醸成が図られるよう留意すること。

ケ 県内の多様な主体の参画による県民総参加の大会とするため、開催機運を高めるプレイベント等の記念事業を東予・中予・南予の各エリアにおいて最低1件ずつ計3件以上提案すること。

また、提案の中には「えひめ森林公園」の活用を含めること。

コ 式典行事に参加できない一般県民等にも式典行事をリアルタイムに感じてもらえるサテライト会場を東予・中予・南予の各エリアに1箇所以上設定するとともに、サテライト会場での催しについて具体的な企画やイメージ図等によりわかりやすく提案すること。

※ サテライト会場は、多くの一般県民等の参加が期待できる場所とし、式典会場及びサテライト会場がそれぞれ近接することなく、全県民が容易にアクセスできる地域に設置されるよう地域バランスにも配慮すること。

サ 大会に係る物品や業務の手配、出演者等については、可能な限り愛媛県内で確保する計画とすること。

シ 可能な限り経費節減に努めるとともに、限られた予算の中で最大限の効果が期待される計画とすること。

ス 省エネ・省資源やごみの削減、グリーン購入など、可能な限りSDGsに配慮した計画とすること。

② 業務実施スケジュール(様式6)

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。

③ 業務実施体制(様式7)

配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。

④ 共同企業体協定書写し(任意様式)

共同企業体の結成に係る協定書等の写し

⑤ 主任担当者等の経歴等(様式8)

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑥ 主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績(様式9)

配置予定が過去に従事した同種又は類似大会の業務実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑦ 業務受託見積書(任意様式)

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、項目ごとの明細等をできる限り明らかにすること。

⑧ 大会概算費用見積書(任意様式)

企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。年度区分及び項目ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容は全て見積書に記載すること。なお、項目ごとの価格は税込み(10%)とする。

(6) 記載留意事項

① 企画提案は、1提案者につき1提案とする(複数提案は不可)。

- ② 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。
- ③ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。
- ④ 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。
- ⑤ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とする。なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和5年11月20日(月)
※詳細な時間については別途通知する。
- (2) 場所 愛媛県林業会館 大ホール (松山市三番町四丁目4-1)
- (3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。
- (4) 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。
- (5) 実施方法
 - ① 説明は企画提案書により行うこと。
なお、必要に応じて資料をプロジェクターに投影することができるが、投影資料は企画提案書の中から抜粋すること。
 - ② プレゼンテーションの場で新たな資料の配布は認めない。
 - ③ パソコンを使用する場合は当日持参すること。
なお、プロジェクター(HDMI端子)及びスクリーンは事務局が用意する。

10 審査及び選定方法

選考方法の詳細は、本実行委員会が設置する審査会で決定する。

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計を審査員の数で除した点数が60点以上あれば最優秀提案者として選定する。

11 審査基準

事項ごとに次のとおり配点する。(合計100点満点)

- (1) 企画提案に関する事項(60点)
 - 基本構想の理解度(15点)、企画提案内容(30点)、提案内容の現実性(15点)
- (2) 業務遂行能力に関する事項(25点)
 - 組織体制(10点)、業務経験(10点)、業務遂行計画スケジュール(5点)

(3) 価格に関する事項（15点）

業務受託見積価格の妥当性・多寡（5点）、提案内容に基づき大会を開催する場合の大会概算費用見積価格とその費用対効果（10点）

12 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

13 契約の締結

上記10で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、上記10により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16の規定で定める契約保証金として、契約金額の100分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

15 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会に帰属するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利

用しない。

(8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

16 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局

(愛媛県農林水産部森林局森林整備課内)

電話番号：089-912-2486

電子メール：syokujusai@pref.ehime.lg.jp